

# 令和6年度 都市公園等市民開放花壇整備事業 「公園で花壇づくりチャレンジ」実施要領

## 1 目的

市では、「花と緑のやすらぎのあるまちづくり」の実現を目指して、市民や事業者等との協働による花いっぱい運動を推進しています。

この運動の一環として、市が都市公園等の一部を花壇として整備したうえで、希望する近隣住民や団体等に活用していただく都市公園等市民開放花壇整備事業「公園で花壇づくりチャレンジ」を実施します。

## 2 参加要件

### (1) 対象団体

自治会や老人クラブ、子ども会など、既存団体のほか、市民2人以上で構成する任意の団体で参加することができます。

### (2) 対象公園

市内の都市公園（冠山総合公園、光スポーツ公園、大和総合運動公園）、ポケットパーク、児童遊園地等の中に花壇を新たに作ることができます。参加を希望する団体は、市と調整して花壇を作る公園を決定しますので、申込み前にご相談ください。

ただし、市が美化促進事業で維持管理を委託している公園では、その受託団体のみが参加対象となりますので、ご希望に添えない場合があります。

また、児童遊園地については、地元自治会の承諾が必要となりますので、事前に承諾を得てください。

### (3) 整備する花壇について

ア 新たに整備する花壇の広さは10㎡程度です。

イ 花壇の整備（土を入れるまで）は、費用の負担も含め市が行います。花壇を囲むレンガやブロックなどの設置や植栽の手入れは、費用負担を含め、参加団体が行います。ただし、花壇コンクール用の花苗は、市から配布します。

ウ 花壇を管理する際は、以下の事項に注意してください。

- ・樹木や野菜のほか、特定外来生物など栽培が規制されているものの植栽は禁止とします。
- ・花壇以外の施設の整備は原則禁止とします。

### (4) 整備期間について

花壇コンクールへ参加することを条件として、複数年にわたり継続して整備することができます。（花壇コンクールの参加申込に合わせて継続の意思確認を行います。）

花壇整備を終了する場合は、植栽した植物などを撤去したうえで、都市政策課公園緑地係（0833-72-1582）にお申し出ください。